

資料 49 大気汚染に係る環境基準等（令和5年12月末現在）

ア 環境基準

物質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8告示）	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16告示）	溶液導電率法又は紫外線発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示）	非分散型赤外分析計を用いる方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。（H30.11.19告示）	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（H9.2.4告示）	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（H13.4.20告示）	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

イ 環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間における1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。但し、前記の評価方法に関わらず、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。また、1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

光化学オキシダント

評価方法	5時から20時の昼間時間帯のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
評価対象	5時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知等	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知、環境大気常時監視マニュアル

微小粒子状物質

評価方法	長期基準	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。	長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価する。
	短期基準	1年分の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m ³ 以下であること。	
評価対象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。		
通知	平成21年環水大総発第09090001号環境省水・大気環境局長通知		

ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	①京都市地域（京都市） ②乙訓地域 （向日市、長岡京市、大山崎町）
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		③宇治地域 （宇治市、城陽市、久御山町） ④綴喜地域 （八幡市、京田辺市、井手町）
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		⑤相楽地域 （木津川市、精華町）

資料 50 大気汚染に係る規制措置の状況（令和5年12月末現在）

根拠法令	大気汚染防止法	府条例																																																																																																																																		
ばい煙発生施設 排出基準	<p>第3条 (対象) 法に定める「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))</p> <table border="1" data-bbox="308 376 837 705"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①硫黄酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>②ばいじん</td> <td>0.04~0.50 (g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>有害物質</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③カドミウム及びその化合物</td> <td>1.0 (mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>④塩素</td> <td>30 (〃)</td> </tr> <tr> <td>⑤塩化水素</td> <td>80,700 (〃)</td> </tr> <tr> <td>⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素</td> <td>1.0~20 (〃)</td> </tr> <tr> <td>⑦鉛及びその化合物</td> <td>10~30 (〃)</td> </tr> <tr> <td>⑧窒素酸化物</td> <td>60~2000 (ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>①地域毎に施設に適用される基準を設定 ②⑧施設の種類及び規模によって基準を設定 ③~⑦物質毎に基準が適用される施設の種類が限定されている。</p>	物質	基準値	①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	②ばいじん	0.04~0.50 (g/Nm ³)	有害物質		③カドミウム及びその化合物	1.0 (mg/Nm ³)	④塩素	30 (〃)	⑤塩化水素	80,700 (〃)	⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0~20 (〃)	⑦鉛及びその化合物	10~30 (〃)	⑧窒素酸化物	60~2000 (ppm)	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(排出口及び敷地境界線上))</p> <table border="1" data-bbox="882 403 1425 1550"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>排出口 (/Nm³)</th> <th>敷地境界線上 (/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>0.2mg</td><td>0.002mg</td></tr> <tr><td>塩素</td><td>3cm³</td><td>0.03cm³</td></tr> <tr><td>塩化水素</td><td>20cm³</td><td>0.2cm³</td></tr> <tr><td>弗素、弗化水素及び弗化珪素</td><td>5mg</td><td>0.05mg</td></tr> <tr><td>鉛及びその化合物</td><td>0.3mg</td><td>0.003mg</td></tr> <tr><td>窒素酸化物</td><td>100cm³</td><td>1cm³</td></tr> <tr><td>亜鉛及びその化合物</td><td>20mg</td><td>0.2mg</td></tr> <tr><td>アクリルアルデヒド</td><td>0.3cm³</td><td>0.003cm³</td></tr> <tr><td>アクリロニトリル</td><td>7cm³</td><td>0.07cm³</td></tr> <tr><td>アンチモン及びその化合物</td><td>0.3mg</td><td>0.003mg</td></tr> <tr><td>アンモニア</td><td>100cm³</td><td>1cm³</td></tr> <tr><td>塩化ビニル</td><td>10cm³</td><td>0.1cm³</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>300cm³</td><td>3cm³</td></tr> <tr><td>クロム及びその化合物</td><td>0.2mg</td><td>0.002mg</td></tr> <tr><td>クロロホルム</td><td>30cm³</td><td>0.3cm³</td></tr> <tr><td>シアン化水素及びシアン化合物</td><td>20mg</td><td>0.2mg</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>200cm³</td><td>2cm³</td></tr> <tr><td>臭素</td><td>0.3cm³</td><td>0.003cm³</td></tr> <tr><td>すず及びその化合物</td><td>7mg</td><td>0.07mg</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>200cm³</td><td>2cm³</td></tr> <tr><td>銅及びその化合物</td><td>0.3mg</td><td>0.003mg</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>200cm³</td><td>2cm³</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>200cm³</td><td>2cm³</td></tr> <tr><td>ニッケル及びその化合物</td><td>3mg</td><td>0.03mg</td></tr> <tr><td>二硫化炭素</td><td>30cm³</td><td>0.3cm³</td></tr> <tr><td>砒素及びその化合物</td><td>2mg</td><td>0.02mg</td></tr> <tr><td>フェノール</td><td>20cm³</td><td>0.2cm³</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>30cm³</td><td>0.3cm³</td></tr> <tr><td>ホスゲン</td><td>0.3cm³</td><td>0.003cm³</td></tr> <tr><td>ホルムアルデヒド</td><td>2cm³</td><td>0.02cm³</td></tr> <tr><td>マンガン及びその化合物</td><td>1mg</td><td>0.01mg</td></tr> <tr><td>メタノール</td><td>700cm³</td><td>7cm³</td></tr> <tr><td>メチルエチルケトン</td><td>300cm³</td><td>3cm³</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>30cm³</td><td>0.3cm³</td></tr> <tr><td>硫</td><td>3mg</td><td>0.03mg</td></tr> </tbody> </table> <p>・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。 ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。</p>	物質	基準値		排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)	カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	塩素	3cm ³	0.03cm ³	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³	弗素、弗化水素及び弗化珪素	5mg	0.05mg	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg	窒素酸化物	100cm ³	1cm ³	亜鉛及びその化合物	20mg	0.2mg	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg	アンモニア	100cm ³	1cm ³	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³	キシレン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³	シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³	臭素	0.3cm ³	0.003cm ³	すず及びその化合物	7mg	0.07mg	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	トルエン	200cm ³	2cm ³	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg	二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³	砒素及びその化合物	2mg	0.02mg	フェノール	20cm ³	0.2cm ³	ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³	ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³	ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³	マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg	メタノール	700cm ³	7cm ³	メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³	硫化水素	30cm ³	0.3cm ³	硫	3mg	0.03mg
	物質	基準値																																																																																																																																		
①硫黄酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																																																																																			
②ばいじん	0.04~0.50 (g/Nm ³)																																																																																																																																			
有害物質																																																																																																																																				
③カドミウム及びその化合物	1.0 (mg/Nm ³)																																																																																																																																			
④塩素	30 (〃)																																																																																																																																			
⑤塩化水素	80,700 (〃)																																																																																																																																			
⑥弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0~20 (〃)																																																																																																																																			
⑦鉛及びその化合物	10~30 (〃)																																																																																																																																			
⑧窒素酸化物	60~2000 (ppm)																																																																																																																																			
物質	基準値																																																																																																																																			
	排出口 (/Nm ³)	敷地境界線上 (/Nm ³)																																																																																																																																		
カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																		
塩素	3cm ³	0.03cm ³																																																																																																																																		
塩化水素	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																		
弗素、弗化水素及び弗化珪素	5mg	0.05mg																																																																																																																																		
鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																		
窒素酸化物	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																		
亜鉛及びその化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																																		
アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																		
アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³																																																																																																																																		
アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																		
アンモニア	100cm ³	1cm ³																																																																																																																																		
塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³																																																																																																																																		
キシレン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																		
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																																		
クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																		
シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																																		
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																		
臭素	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																		
すず及びその化合物	7mg	0.07mg																																																																																																																																		
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																		
銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																																		
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																		
トルエン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																																		
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg																																																																																																																																		
二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																		
砒素及びその化合物	2mg	0.02mg																																																																																																																																		
フェノール	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																																		
ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																		
ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																																		
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³																																																																																																																																		
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg																																																																																																																																		
メタノール	700cm ³	7cm ³																																																																																																																																		
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																																		
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																																		
硫	3mg	0.03mg																																																																																																																																		
総量規制基準	<p>第5条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kl/h以上のもの (規制物質及び基準値)</p> <table border="1" data-bbox="308 1953 837 2033"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 特定工場(特定施設のうちばい煙に係る施設を設置する工場)で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kl/h以上のもの (規制物質及び基準値)</p> <table border="1" data-bbox="882 1899 1425 2033"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>同上(府内全域対象)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)	ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																								
物質	基準値																																																																																																																																			
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値																																																																																																																																			
物質	基準値																																																																																																																																			
硫黄酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)																																																																																																																																			
ばいじん	同上(府内全域対象)																																																																																																																																			

根拠法令		大気汚染防止法		府条例																					
ばい煙発生施設	燃料使用基準	<p>第15条の2 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)に所在する工場又は事業場であって、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満のもの (基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>燃料使用基準(硫黄含有率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重油その他の石油系燃料</td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満</td> <td>京都市区域</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満</td> <td>京都市区域</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.2%以下</td> </tr> </tbody> </table>		燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下	その他	0.8%以下		原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下	その他	1.2%以下	<p>京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象) 府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kL/h未満のもの (基準値) 燃料の硫黄含有率が1.5質量%以下</p>					
		燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	燃料使用基準(硫黄含有率)																				
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h以上0.3kL/h未満	京都市区域	0.5%以下																						
		その他	0.8%以下																						
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kL/h未満	京都市区域	0.8%以下																						
		その他	1.2%以下																						
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	<p>第17条の3 (対象) 法に定める「揮発性有機化合物排出施設」(9種類) (規制物質及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))</td> <td>400~60,000(cm^3/m^3)</td> </tr> </tbody> </table>		物質	基準値	揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm^3/m^3)																		
		物質	基準値																						
揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~60,000(cm^3/m^3)																								
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の3 (対象) 法に定める「一般粉じん発生施設」5種類 (規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td rowspan="5">各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> </tr> <tr> <td>破砕機及び摩砕機</td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> </tr> </tbody> </table>		施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場	ベルトコンベア及びバケットコンベア	破砕機及び摩砕機	ふるい	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く。) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値(mg/Nm^3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		物質	基準値(mg/Nm^3)	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
		施設	基準																						
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																								
鉱物又は土石の堆積場																									
ベルトコンベア及びバケットコンベア																									
破砕機及び摩砕機																									
ふるい																									
物質	基準値(mg/Nm^3)																								
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																								
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																								
銅及びその化合物の粉じん	0.03																								
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																								
その他の粉じん	0.5																								
特定粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の5 (対象) 法に定める「特定粉じん発生施設」9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/L</td> </tr> </tbody> </table>		物質	基準値	石綿	10本/L	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上)) 法と同じ</p>																	
		物質	基準値																						
石綿	10本/L																								
特定粉じん発生施設	作業基準	<p>第18条の14 (対象) 法に定める「特定粉じん排出等作業」2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築材料(吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料)が使用されている建築物等を解体する作業</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</td> </tr> </tbody> </table>		作業内容	基準	特定建築材料(吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	<p>京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例 第3条 (対象) 条例施行規則第1条に定める「石綿排出等作業」2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)</td> </tr> </tbody> </table>		作業内容	基準	耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)										
		作業内容	基準																						
特定建築材料(吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																								
特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業																									
作業内容	基準																								
耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																								
耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)																									
指定物質排出施設	抑制基準	<p>附則 (対象) 法に定める「指定物質排出施設」11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(mg/Nm^3)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500(")</td> </tr> </tbody> </table>		物質	基準値	ベンゼン	50~1,500(mg/Nm^3)	トリクロロエチレン	150~500(")	テトラクロロエチレン	150~500(")														
物質	基準値																								
ベンゼン	50~1,500(mg/Nm^3)																								
トリクロロエチレン	150~500(")																								
テトラクロロエチレン	150~500(")																								

根拠法令	大気汚染防止法	府条例																																							
水銀排出施設	<p>第18条の27 (対象) 法に定める「水銀排出施設」 (基準値(排出口))</p> <table border="1" data-bbox="352 327 855 752"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">水銀排出施設</th> <th colspan="2">排出基準</th> </tr> <tr> <th>新規施設</th> <th>既存施設 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭専燃ボイラー</td> <td></td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型石炭混焼ボイラー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型石炭混焼ボイラー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一次施設</td> <td>銅又は工業金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又は亜鉛</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二次施設</td> <td>銅、鉛又は亜鉛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">水銀含有汚泥等の焼却炉等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">セメントの製造の用に供する焼成炉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 既存施設は、施行日について現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものも含む。)</p>	水銀排出施設		排出基準		新規施設	既存施設 (注)	石炭専燃ボイラー		8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。		大型石炭混焼ボイラー			小型石炭混焼ボイラー			一次施設	銅又は工業金		鉛又は亜鉛		二次施設	銅、鉛又は亜鉛		工業金		廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)			水銀含有汚泥等の焼却炉等			セメントの製造の用に供する焼成炉			<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む。)) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1" data-bbox="1086 327 1334 443"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>敷地境界線上 (mg/Nm^3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table>	物質	敷地境界線上 (mg/Nm^3)	水銀及びその化合物	0.002
	水銀排出施設			排出基準																																					
新規施設			既存施設 (注)																																						
石炭専燃ボイラー		8 ~ 400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 施設の規模・要件により基準を設定。																																							
大型石炭混焼ボイラー																																									
小型石炭混焼ボイラー																																									
一次施設	銅又は工業金																																								
	鉛又は亜鉛																																								
二次施設	銅、鉛又は亜鉛																																								
	工業金																																								
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)																																									
水銀含有汚泥等の焼却炉等																																									
セメントの製造の用に供する焼成炉																																									
物質	敷地境界線上 (mg/Nm^3)																																								
水銀及びその化合物	0.002																																								

資料51 長期的評価による環境基準達成状況等の経年変化

項目		表示方法			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二酸化窒素	一般環境 大気測定局	ゾーンを上回る局数	ゾーン内の局数	ゾーンを下回る局数	0 0 23	0 0 23	0 0 24	0 0 24	0 0 24
		有効測定局数			23	23	24	24	24
		「ゾーン内の地域」における1日平均値の年間98%値の上位3局の平均値(ppm)			0.028	0.028	0.029	0.029	0.025
窒素	自動車 排出ガス測定局	ゾーンを上回る局数	ゾーン内の局数	ゾーンを下回る局数	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7	0 0 7
		有効測定局数			7	7	7	7	7
浮遊粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			28/28	28/28	30/30	30/30	30/30
		同上 (%)			100	100	100	100	100
二酸化硫黄		環境基準達成局数/有効測定局数			10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		同上 (%)			100	100	100	100	100
一酸化炭素		環境基準達成局数/有効測定局数			4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
		同上 (%)			100	100	100	100	100
微小粒子状物質		環境基準達成局数/有効測定局数			28/28	28/28	28/28	28/28	29/29
		同上 (%)			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
光化学オキシダント		環境基準達成局数/測定局数			0/24	0/25	0/25	0/25	0/25
		同上 (%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- (注) 1 有効測定局とは二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上との測定局です。
- 2 ゾーンを上回る局、ゾーン内の局及びゾーンを下回る局とは、日平均値の年間98%値が各々、0.06ppmを超える局、0.04ppm以上0.06ppm以下のゾーン内の局及び0.04ppm未満の局を示します。
- 3 「ゾーン内の地域」とは、「二酸化窒素に係る環境基準等に基づく地域区分について(昭和54年8月7日付け環境庁大気保全局長通知)」において、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域」として判定された、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、木津川市、精華町の地域を示します。(京都市は昭和54年8月7日時点の京都市の区域に限る。)
- 4 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成している局を達成としています。
- 5 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としています。

資料52 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物(NO, NO₂, NO+NO₂)測定結果(令和4年度)

市	町	測	定	局	一酸化窒素(NO)					二酸化窒素(NO ₂)										窒素酸化物(NO+NO ₂)					
					年	1	日	有	効	年	1	1	1	日	日	日	日	98	年	1	日	年			
					平均	時間	平均	測	定	平均	時間	時間	時間	平均	平均	平均	平均	%	間	時間	時間	間	間		
(ppm)	の高	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)	(ppm)	(%)						
京	都	市	役	所	0.001	0.044	0.004	120	6691	0.008	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.018	0	0.009	0.089	0.023	88.4	
			壬	生	0.002	0.057	0.007	349	8329	0.009	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.021	0	0.010	0.094	0.027	84.0	
			伏	見	0.003	0.106	0.014	362	8642	0.010	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.025	0	0.013	0.136	0.038	80.0	
			山	科	0.003	0.093	0.018	363	8659	0.009	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.023	0	0.013	0.140	0.038	73.4	
			左	京	0.001	0.039	0.006	362	8655	0.007	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.019	0	0.008	0.083	0.024	86.0	
			西	我	0.001	0.078	0.007	363	8657	0.007	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.021	0	0.009	0.109	0.027	83.8	
			久	我	0.003	0.092	0.013	362	8656	0.010	0.050	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.025	0	0.012	0.131	0.034	78.8	
				北	0.002	0.046	0.006	362	8655	0.007	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.017	0	0.009	0.080	0.024	76.5	
				醍	0.002	0.056	0.010	362	8667	0.009	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.023	0	0.011	0.088	0.032	83.7	
				自	0.011	0.158	0.032	312	7453	0.016	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0	0.027	0.204	0.060	60.1
				自	0.013	0.115	0.026	355	8543	0.016	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.029	0.175	0.050	55.9
				自	0.005	0.136	0.020	363	8664	0.013	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0	0.019	0.177	0.047	71.0
				自	0.002	0.053	0.006	363	8640	0.007	0.051	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	0.009	0.081	0.025	80.3
				自	0.004	0.069	0.012	361	8651	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.014	0.098	0.031	68.4
向	日	市	向	臨	0.002	0.053	0.008	350	8323	0.007	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	0.010	0.086	0.028	75.5		
大	山	崎	大	山	0.003	0.068	0.010	362	8663	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	0.013	0.102	0.031	77.2		
久	御	山	久	御	0.003	0.159	0.020	358	8598	0.010	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	0.014	0.187	0.043	74.5		
宇	治	市	宇	治	0.002	0.057	0.008	361	8659	0.008	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.010	0.086	0.024	82.7		
城	島	市	城	島	0.001	0.045	0.006	363	8692	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0	0.008	0.076	0.022	83.3		
京	田	辺	京	田	0.002	0.062	0.006	365	8690	0.008	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0	0.010	0.099	0.023	83.8		
精	華	町	精	華	0.002	0.034	0.005	362	8679	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	0.009	0.060	0.021	81.7		
木	津	川	木	津	0.001	0.023	0.002	363	8686	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	0.006	0.044	0.014	86.8		
亀	岡	市	亀	岡	0.002	0.035	0.005	364	8697	0.004	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	0.006	0.050	0.016	70.7		
南	丹	市	南	丹	0.000	0.015	0.001	336	8063	0.002	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0.002	0.026	0.007	82.3		
綾	部	市	綾	部	0.001	0.033	0.002	365	8696	0.003	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	0.004	0.050	0.010	79.8		
福	知	山	福	知	0.001	0.047	0.005	357	8535	0.004	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0	0.005	0.079	0.014	77.8		
舞	鶴	市	舞	鶴	0.001	0.027	0.003	364	8690	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0	0.006	0.059	0.014	85.1		
宮	津	市	宮	津	0.000	0.031	0.001	359	8695	0.003	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.006	0	0.003	0.047	0.007	89.1		
京	丹	後	京	丹	0.001	0.017	0.002	365	8628	0.002	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.005	0	0.003	0.038	0.006	70.4		
大	山	崎	国	道	0.011	0.098	0.028	365	8695	0.014	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.025	0.133	0.053	56.0		
八	幡	市	国	道	0.009	0.140	0.026	365	8698	0.014	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	0.023	0.188	0.054	60.4		

(注) 1 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えた日数です。

資料53 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果(令和4年度)

市 町	測 定 局	有効測定数 日	測定時間	年平均値 (mg/m ³)	1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合		1 時 間 値 の最高値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連 続したことの有無 (有× 無○)	環境基準の長期的 評価による日平均 値が0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
京 都 市	役 所	335	8251	0.012	0	0.0	0	0.0	0.051	0.025	○	0
	壬 生	363	8713	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.025	○	0
	伏 見	364	8683	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.028	○	0
	山 科	363	8717	0.014	0	0.0	0	0.0	0.085	0.030	○	0
	左 京	360	8640	0.011	0	0.0	0	0.0	0.067	0.022	○	0
	西 京	363	8714	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.029	○	0
	久 我	362	8691	0.014	0	0.0	0	0.0	0.093	0.029	○	0
	醍 醐	363	8703	0.013	0	0.0	0	0.0	0.051	0.025	○	0
	自 排 南	364	8728	0.017	0	0.0	0	0.0	0.073	0.033	○	0
	自 排 大 宮	360	8663	0.017	0	0.0	0	0.0	0.087	0.032	○	0
	自 排 山 科	363	8716	0.014	0	0.0	0	0.0	0.090	0.028	○	0
自 排 上 京	363	8715	0.013	0	0.0	0	0.0	0.079	0.027	○	0	
自 排 西 ノ 京	362	8693	0.012	0	0.0	0	0.0	0.055	0.024	○	0	
向 日 市	向 陽	363	8703	0.011	0	0.0	0	0.0	0.050	0.024	○	0
大 山 崎 町	大 山 崎	353	8533	0.015	0	0.0	0	0.0	0.105	0.029	○	0
久 御 山 町	久 御 山	363	8713	0.016	0	0.0	0	0.0	0.086	0.037	○	0
宇 治 市	宇 治	360	8680	0.013	0	0.0	0	0.0	0.074	0.026	○	0
城 陽 市	城 陽	363	8716	0.013	0	0.0	0	0.0	0.096	0.027	○	0
京 田 辺 市	田 辺	363	8702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.096	0.028	○	0
精 華 町	精 華	361	8695	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.026	○	0
木 津 川 市	木 津	360	8655	0.017	0	0.0	0	0.0	0.124	0.034	○	0
亀 岡 市	亀 岡	363	8708	0.017	0	0.0	0	0.0	0.090	0.034	○	0
南 丹 市	南 丹	357	8593	0.010	0	0.0	0	0.0	0.195	0.024	○	0
綾 部 市	綾 部	363	8704	0.009	0	0.0	0	0.0	0.055	0.023	○	0
福 知 山 市	福 知 山	363	8706	0.011	0	0.0	0	0.0	0.074	0.025	○	0
舞 鶴 市	東 舞 鶴	363	8656	0.017	0	0.0	0	0.0	0.106	0.035	○	0
宮 津 市	宮 津	362	8699	0.013	0	0.0	0	0.0	0.096	0.030	○	0
京 丹 後 市	京 丹 後	357	8661	0.014	1	0.0	0	0.0	0.202	0.034	○	0
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	363	8709	0.011	0	0.0	0	0.0	0.065	0.021	○	0
八 幡 市	国 道 1 号	363	8705	0.011	0	0.0	0	0.0	0.066	0.022	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数です。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料54 光化学オキシダント（Ox）測定結果（令和4年度）

市 町 測 定 局	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	
				(日)	時間数とその割合		(日)	時間数とその割合				
					(時間)	(%)		(時間)	(%)			
京 都 市	役 所	365	3612	0.032	45	179	5.0	0	0.0	0	0.096	0.044
	壬 生	365	5408	0.034	69	343	6.3	0	0.0	0	0.104	0.048
	伏 見	365	5399	0.032	71	361	6.7	0	0.0	0	0.111	0.048
	山 科	365	5409	0.032	57	267	4.9	0	0.0	0	0.104	0.045
	左 京	365	5409	0.032	54	266	4.9	0	0.0	0	0.099	0.046
	西 我	365	5409	0.033	77	371	6.9	0	0.0	0	0.106	0.048
	久 我	365	5383	0.032	67	341	6.3	0	0.0	0	0.106	0.047
	北 我	365	5388	0.033	59	292	5.4	0	0.0	0	0.103	0.047
	醍 醐	365	5408	0.033	75	372	6.9	0	0.0	0	0.114	0.048
向 日 市	向 陽	365	5403	0.036	83	433	8.0	0	0.0	0	0.107	0.050
大 山 崎 町	大 山 崎	365	5412	0.033	76	379	7.0	0	0.0	0	0.107	0.048
久 御 山 町	久 御 山	362	5362	0.033	81	410	7.6	0	0.0	0	0.109	0.049
宇 治 市	宇 治	365	5410	0.034	80	422	7.8	1	0.3	1	0.120	0.049
城 陽 市	城 陽	365	5413	0.032	73	373	6.9	0	0.0	0	0.115	0.048
京 田 辺 市	田 辺	365	5413	0.033	74	389	7.2	0	0.0	0	0.114	0.049
精 華 町	精 華	365	5418	0.034	75	390	7.2	0	0.0	0	0.111	0.049
木 津 川 市	木 津	365	5402	0.034	84	441	8.2	0	0.0	0	0.114	0.051
亀 岡 市	亀 岡	365	5417	0.033	58	321	5.9	0	0.0	0	0.101	0.047
南 丹 市	南 丹	365	5420	0.032	61	280	5.2	0	0.0	0	0.091	0.047
綾 部 市	綾 部	365	5420	0.031	44	236	4.4	0	0.0	0	0.089	0.045
福 知 山 市	福 知 山	364	5385	0.031	49	267	5.0	0	0.0	0	0.091	0.045
舞 鶴 市	東 舞 鶴	365	5420	0.031	35	213	3.9	0	0.0	0	0.089	0.044
宮 津 市	宮 津	365	5420	0.036	39	244	4.5	0	0.0	0	0.094	0.047
京 丹 後 市	京 丹 後	364	5343	0.035	47	292	5.5	0	0.0	0	0.094	0.046
八 幡 市	国 道 1 号	365	5417	0.028	56	264	4.9	0	0.0	0	0.105	0.044

(注) 1 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
 2 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

資料55 二酸化硫黄（SO₂）測定結果（令和4年度）

市 町	測 定 局	有 効 測 定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを 超えた時間数とその 割合		日平均値が0.04ppm を超えた日数とその 割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外	日平均値が 0.04ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.04ppmを超え た日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
京 都 市	壬 生	362	8656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
	伏 見	362	8644	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
	山 科	362	8655	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0
	西 京	362	8656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	○	0
向 日 市	向 陽	365	8690	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
久 御 山 町	久 御 山	365	8689	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
木 津 川 市	木 津	364	8684	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
亀 岡 市	亀 岡	365	8695	0.003	0	0.0	0	0.0	0.074	0.011	○	0
福 知 山 市	福 知 山	364	8686	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0
舞 鶴 市	東 舞 鶴	365	8695	0.002	0	0.0	0	0.0	0.042	0.004	○	0

(注) 1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料56 一酸化炭素（CO）測定結果（令和4年度）

市 町	測 定 局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppm を超えた回数と 割合		日平均値が10ppm を超えた日数と 割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 10ppmを超え た日数
					(回)	(%)	(日)	(%)				
京 都 市	自 排 南	363	8669	0.3	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0
	自 排 大 宮	355	8562	0.3	0	0.0	0	0.0	1.3	0.5	○	0
	自 排 山 科	363	8663	0.3	0	0.0	0	0.0	1.0	0.4	○	0
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	333	7977	0.3	0	0	0	0	0.8	0.4	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しません。

資料57 非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素測定結果（令和4年度）

市 町	測 定 局	非メタン炭化水素										メ タ ン				全 炭 化 水 素							
		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年平均值		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年平均值	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		測 定 時 間	年 均 平 値	6～9時における年平均值		6～9時3時間平均値	
				最高値	最低値	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)					(%)	最高値			最低値	(日)	(ppmC)	(ppmC)
京都市	伏見	8202	0.15	0.18	355	0.68	0.00	105	29.6	28	7.9	8202	2.03	2.06	355	2.43	1.88	8202	2.18	2.24	355	3.11	1.98
	醍醐	8279	0.11	0.14	363	0.41	0.02	53	14.6	6	1.7	8279	2.02	2.05	363	2.27	1.89	8279	2.13	2.18	363	2.67	1.93
	自排南	8297	0.16	0.19	363	0.56	0.02	137	37.7	43	11.8	8297	2.01	2.03	363	2.30	1.86	8297	2.16	2.22	363	2.86	1.91
	自排山科	8158	0.12	0.15	356	0.49	0.00	81	22.8	15	4.2	8158	2.01	2.03	356	2.29	1.87	8158	2.13	2.18	356	2.68	1.89
向日市	向陽	8684	0.09	0.10	365	0.60	0.01	34	9.3	9	2.5	8684	2.01	2.03	365	2.24	1.85	8684	2.10	2.13	365	2.71	1.87
久御山町	久御山	8661	0.14	0.18	362	0.70	0.01	120	33.1	50	13.8	8661	2.01	2.03	362	2.32	1.86	8661	2.14	2.21	362	2.93	1.91
京田辺市	田辺	8696	0.10	0.11	364	0.33	0.01	10	2.7	1	0.3	8696	2.00	2.02	364	2.20	1.88	8696	2.10	2.13	364	2.41	1.90
木津川市	木津	8681	0.07	0.08	364	0.20	0.02	0	0.0	0	0.0	8681	2.01	2.04	364	2.19	1.90	8681	2.09	2.11	364	2.32	1.96

(注) 51年8月13日付けで中央公害対策審議会より「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、指針値として光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCと示されています。

資料58 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（令和4年度）

市 町	測 定 局 名	有効測定日数	年平均値	日 平 均 値 が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 年 間 値 98 % 値
		(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
京都市	市 役 所	361	8.3	0	0.0	42	18.5
	壬 生	362	11.8	0	0.0	47	24.2
	伏 見	363	9.2	0	0.0	46	20.7
	山 科	362	9.7	0	0.0	35	21.4
	西 京	362	10.1	0	0.0	36	20.7
	醍 醐	362	11.2	0	0.0	44	23.3
	自 排 南	362	9.6	0	0.0	42	21.5
	自 排 大 宮	361	9.4	0	0.0	39	19.5
	自 排 山 科	360	8.8	0	0.0	44	20.5
	自 排 上 京	362	9.0	0	0.0	40	19.1
	自 排 西 ノ 京	362	9.4	0	0.0	40	20.4
向 日 市	向 陽	327	9.7	0	0.0	45	19.7
久 御 山 町	久 御 山	363	8.6	0	0.0	76	20.5
宇 治 市	宇 治	362	8.8	0	0.0	44	20.2
城 陽 市	城 陽	361	9.8	0	0.0	78	21.9
京 田 辺 市	田 辺	363	9.0	0	0.0	53	20.3
井 手 町	井 手	363	8.5	0	0.0	47	19.1
精 華 町	精 華	361	10.5	0	0.0	52	22.3
木 津 川 市	木 津	360	8.9	0	0.0	103	18.9
南 山 城 村	南 山 城	361	8.5	0	0.0	49	18.8
亀 岡 市	亀 岡	363	8.2	0	0.0	39	18.0
南 丹 市	南 丹	363	8.9	1	0.3	137	20.8
綾 部 市	綾 部	363	8.7	0	0.0	40	20.5
福 知 山 市	福 知 山	363	8.1	0	0.0	42	18.8
舞 鶴 市	東 舞 鶴	363	7.4	0	0.0	59	16.8
宮 津 市	宮 津	363	8.0	0	0.0	36	18.3
京 丹 後 市	京 丹 後	357	7.4	0	0.0	134	18.4
八 幡 市	国 道 1 号	361	11.0	0	0.0	63	23.5
大 山 崎 町	国 道 1 7 1 号	363	9.1	0	0.0	44	19.8

資料59 二酸化窒素測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (ppm)					
		昭和50年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	市 役 所	0.033	—	—	0.009	0.009	0.008
	壬 生	0.022	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
	伏 見	0.025	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010
	山 科	0.027	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
	左 京	0.022	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
	西 京	0.022	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	久 我	0.026	0.012	0.011	0.011	0.01	0.010
	北	—	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
	醍 醐	—	0.012	0.011	0.01	0.009	0.009
	自 排 南	0.042	0.019	0.018	0.016	0.016	0.016
	自 排 大 宮	0.035	0.022	0.02	0.019	0.018	0.016
	自 排 山 科	0.033	0.018	0.017	0.015	0.014	0.013
	自 排 上 京	0.028	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
自 排 西 ノ 京	0.028	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	
向 日 市	向 陽	0.019	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007
大 山 崎 町	大 山 崎	—	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
宇 治 市	宇 治	0.015	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
城 陽 市	城 陽	0.025	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007
久 御 山 町	久 御 山	0.019	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
京 田 辺 市	田 辺	[0.022]	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
木 津 川 市	木 津	0.029	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
精 華 町	精 華	—	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008
亀 岡 市	亀 岡	—	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
南 丹 市	南 丹	—	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
福 知 山 市	福 知 山	0.017	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
綾 部 市	綾 部	—	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
宮 津 市	宮 津	—	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
京 丹 後 市	京 丹 後	—	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
大 山 崎 町	国道171号（自排）	—	0.019	0.018	0.016	0.015	0.014
八 幡 市	国道1号（自排）	—	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014

(注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、[] で示しています。

資料60 浮遊粒子状物質測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (mg/m ³)					
		昭和50年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	市 役 所	0.04	—	—	0.014	0.012	0.012
	壬 生	0.05	0.017	0.015	0.017	0.012	0.012
	伏 見	—	—	—	0.015	0.013	0.014
	山 科	0.05	0.016	0.015	0.015	0.013	0.014
	左 京	0.04	0.012	0.012	0.012	0.010	0.011
	西 京	0.04	0.016	0.015	0.015	0.013	0.014
	久 我	0.05	0.014	0.015	0.015	0.013	0.014
	醍 醐	—	0.014	0.012	0.012	0.011	0.013
	自 排 南	0.06	0.018	0.017	0.016	0.015	0.017
	自 排 大 宮	0.07	0.019	0.018	0.018	0.016	0.017
	自 排 山 科	0.05	0.018	0.017	0.015	0.013	0.014
自 排 上 京	—	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	
自 排 西 ノ 京	0.07	0.018	0.014	0.015	0.011	0.012	
向 日 市	向 陽	—	0.015	0.012	0.012	0.011	0.011
大 山 崎 町	大 山 崎	—	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
宇 治 市	宇 治	—	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
城 陽 市	城 陽	—	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
久 御 山 町	久 御 山	—	0.021	0.021	0.020	0.018	0.016
京 田 辺 市	田 辺	—	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014
木 津 川 市	木 津	—	0.021	0.019	0.018	0.014	0.017
精 華 町	精 華	—	0.013	0.012	0.014	0.013	0.014
亀 岡 市	亀 岡	—	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017
南 丹 市	南 丹	—	0.010	0.009	0.010	0.008	0.010
福 知 山 市	福 知 山	—	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.022	0.021	0.019	0.017	0.017
綾 部 市	綾 部	—	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009
宮 津 市	宮 津	—	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
京 丹 後 市	京 丹 後	—	0.018	0.016	0.015	0.013	0.014
大 山 崎 町	国道171号（自排）	—	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
八 幡 市	国道1号（自排）	—	0.019	0.017	0.013	0.011	0.011

(注) 1 測定方法は、昭和50年度は光散乱法、平成11年度以降はベータ線吸収法です。

資料61 光化学オキシダント測定結果（経年変化）

市 町	測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値（ppm）				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	市 役 所	—	—	0.044	0.047	0.044
	壬 生	0.047	0.049	0.047	0.048	0.048
	伏 見	0.047	0.047	0.047	0.048	0.048
	山 科	0.044	0.047	0.045	0.045	0.045
	左 京	0.046	0.047	0.047	0.046	0.046
	西 京	0.046	0.047	0.048	0.047	0.048
	久 我	0.046	0.047	0.047	0.047	0.047
	北 醍 醐	0.044	0.043	0.045	0.045	0.047
醍 醐	0.048	0.049	0.048	0.048	0.048	
向 日 市	向 陽	0.048	0.049	0.050	0.049	0.050
大 山 崎 町	大 山 崎	0.047	0.048	0.049	0.049	0.048
宇 治 市	宇 治	0.049	0.050	0.050	0.049	0.049
城 陽 市	城 陽	0.049	0.049	0.049	0.049	0.048
久 御 山 町	久 御 山	0.049	0.049	0.049	0.049	0.049
京 田 辺 市	田 辺	0.049	0.049	0.05	0.049	0.049
木 津 川 市	木 津	0.050	0.050	0.050	0.049	0.051
精 華 町	精 華	0.052	0.051	0.052	0.050	0.049
亀 岡 市	亀 岡	0.047	0.048	0.048	0.047	0.047
南 丹 市	南 丹	0.046	0.047	0.047	0.047	0.047
福 知 山 市	福 知 山	0.045	0.046	0.044	0.045	0.045
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.046	0.045	0.044	0.046	0.044
綾 部 市	綾 部	0.046	0.046	0.045	0.045	0.045
宮 津 市	宮 津	0.049	0.047	0.047	0.047	0.047
京 丹 後 市	京 丹 後	0.048	0.047	0.046	0.047	0.046
八 幡 市	国 道 1 号	0.044	0.045	0.045	0.045	0.044

（注）1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

資料62 光化学オキシダント高濃度出現日数（経年変化）

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.12ppm以上となったことがある日数(日)					
		昭和50年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	市 役 所	9	—	—	0	0	0
	壬 生	13	1	1	1	0	0
	伏 見	5	0	1	0	0	0
	山 科	2	0	0	0	0	0
	左 京	1	0	1	0	0	0
	西 京	6	1	0	1	0	0
	久 我	7	0	1	1	0	0
	北 醍	3	0	0	0	0	0
	醍 醐	—	1	1	1	0	0
向 日 市	向 陽	7	1	1	1	0	0
大 山 崎 町	大 山 崎	—	0	1	2	0	0
宇 治 市	宇 治	6	1	2	1	0	1
城 陽 市	城 陽	7	0	2	2	0	0
久 御 山 町	久 御 山	16	1	1	1	0	0
京 田 辺 市	田 辺	1	1	2	3	0	0
木 津 川 市	木 津	4	1	2	2	0	0
精 華 町	精 華	5	2	2	3	0	0
亀 岡 市	亀 岡	—	0	1	0	0	0
南 丹 市	南 丹	—	0	1	0	0	0
福 知 山 市	福 知 山	—	0	1	0	0	0
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0	0	0	0	0
綾 部 市	綾 部	—	0	1	0	0	0
宮 津 市	宮 津	—	0	0	0	0	0
京 丹 後 市	京 丹 後	—	0	0	0	0	0
八 幡 市	国 道 1 号	—	0	0	0	0	0

(注) 1 昼間の1時間値は、6時から20時までの測定値です。

2 昭和50年度については、「昼間の1時間値が0.15ppm以上となったことがある日数」を計上しています。

資料63 光化学スモッグ注意報発令状況等の推移

年 度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
項 目						
年間発令日数及び被害の訴え者数		2日（0人）	2日（0人）	2日（0人）	0日（0人）	0日（0人）
年間発令時間		3時間10分	6時間0分	5時間30分	0時間00分	0時間00分
月別発令状況		5月	0日（0）	2日（0）	0日（0）	0日（0）
		6月	1日（0）	0日（0）	0日（0）	0日（0）
		7月	1日（0）	0日（0）	0日（0）	0日（0）
		8月	0日（0）	0日（0）	2日（0）	0日（0）
		9月	0日（0）	0日（0）	0日（0）	0日（0）
地域別 発令状況	京都市地域	京都市	1回（0）	2回（0）	0回（0）	0回（0）
	乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町	1回（0）	1回（0）	1回（0）	0回（0）
	宇治地域	宇治市、城陽市、久御山町	1回（0）	2回（0）	1回（0）	0回（0）
	綴喜地域	八幡市、京田辺市、井手町	1回（0）	2回（0）	2回（0）	0回（0）
	相楽地域	木津川市、精華町	2回（0）	2回（0）	2回（0）	0回（0）

- (注) 1 ()内は、被害の訴え者数
 2 年間発令時間は、いずれかの地域で発令されていた時間の合計

資料64 微小粒子状物質測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (μg/m ³)				
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京都市	市 役 所	-	-	9.7	9.2	8.3
	壬 生	11.7	11.3	11.3	10.9	11.8
	伏 見	-	-	-	-	9.2
	山 科	12.1	9.5	9.9	9.6	9.7
	西 京	10.5	10.0	10.3	8.8	10.1
	久 我	11.9	13.3	-	-	-
	醍 醐	9.7	10.4	10.8	9.6	11.2
	自 排 南	11.1	10.1	9.4	8.7	9.6
	自 排 大 宮	12.0	10.6	10.3	9.1	9.4
	自 排 山 科	9.3	8.5	8.5	7.7	8.8
自 排 上 京	9.8	10.1	9.7	8.7	9.0	
自 排 西 ノ 京	10.0	9.7	9.7	9.1	9.4	
向 日 市	向 陽	11.4	10.2	9.9	9.0	9.7
久 御 山 町	久 御 山	12.2	9.2	11.6	10.6	8.6
宇 治 市	宇 治	11.3	12.0	9.4	8.4	8.8
城 陽 市	城 陽	12.5	10.7	10.6	9.7	9.8
京 田 辺 市	田 辺	12.0	9.9	9.9	8.7	9.0
井 手 町	井 手	11.0	9.7	9.7	7.9	8.5
精 華 町	精 華	13.5	8.8	11.9	10.7	10.5
木 津 川 市	木 津	12.4	12.2	10.8	8.0	8.9
南 山 城 村	南 山 城	10.2	10.9	8.4	8.2	8.5
亀 岡 市	亀 岡	11.9	11.1	9.9	9.0	8.2
南 丹 市	南 丹	11.3	10.1	10.0	8.7	8.9
福 知 山 市	福 知 山	9.9	9.1	9.0	7.5	8.1
舞 鶴 市	東 舞 鶴	11.9	10.6	9.5	8.7	7.4
綾 部 市	綾 部	11.0	9.8	9.1	8.5	8.7
宮 津 市	宮 津	10.6	9.0	8.6	7.4	8.0
京 丹 後 市	京 丹 後	10.6	9.1	7.9	6.9	7.4
八 幡 市	国道1号（自排）	13.6	9.8	11.9	10.6	11.0
大 山 崎 町	国道171号（自排）	11.4	12.0	9.9	9.0	9.1

資料65 二酸化硫黄測定結果（経年変化）

市 町	測 定 局	年平均値 (ppm)						
		昭和45年度	昭和50	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	壬 南 生	0.052	0.031	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001
		0.048	0.019	—	—	—	—	—
	伏 見 科 京 京	0.051	0.019	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		山 科	0.032	[0.013]	0.001	0.001	0.001	0.001
		左 京	0.034	0.022	—	—	—	—
西 京	0.028	0.013	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
向 日 市	向 陽	0.020	0.008	0.001	0.001	0	0.001	0.001
久 御 山 町	久 御 山	0.026	[0.022]	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
木 津 川 市	木 津	—	[0.007]	0	0.000	0.000	0.001	0.001
亀 岡 市	亀 岡	—	—	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
福 知 山	福 知 山	—	0.009	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
舞 鶴 市	東 舞 鶴	—	0.008	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

(注) 1 年間を通じて測定時間が6,000時間に達しない場合の年平均値は、 [] で示しています。

資料66 一酸化炭素測定結果（経年変化）

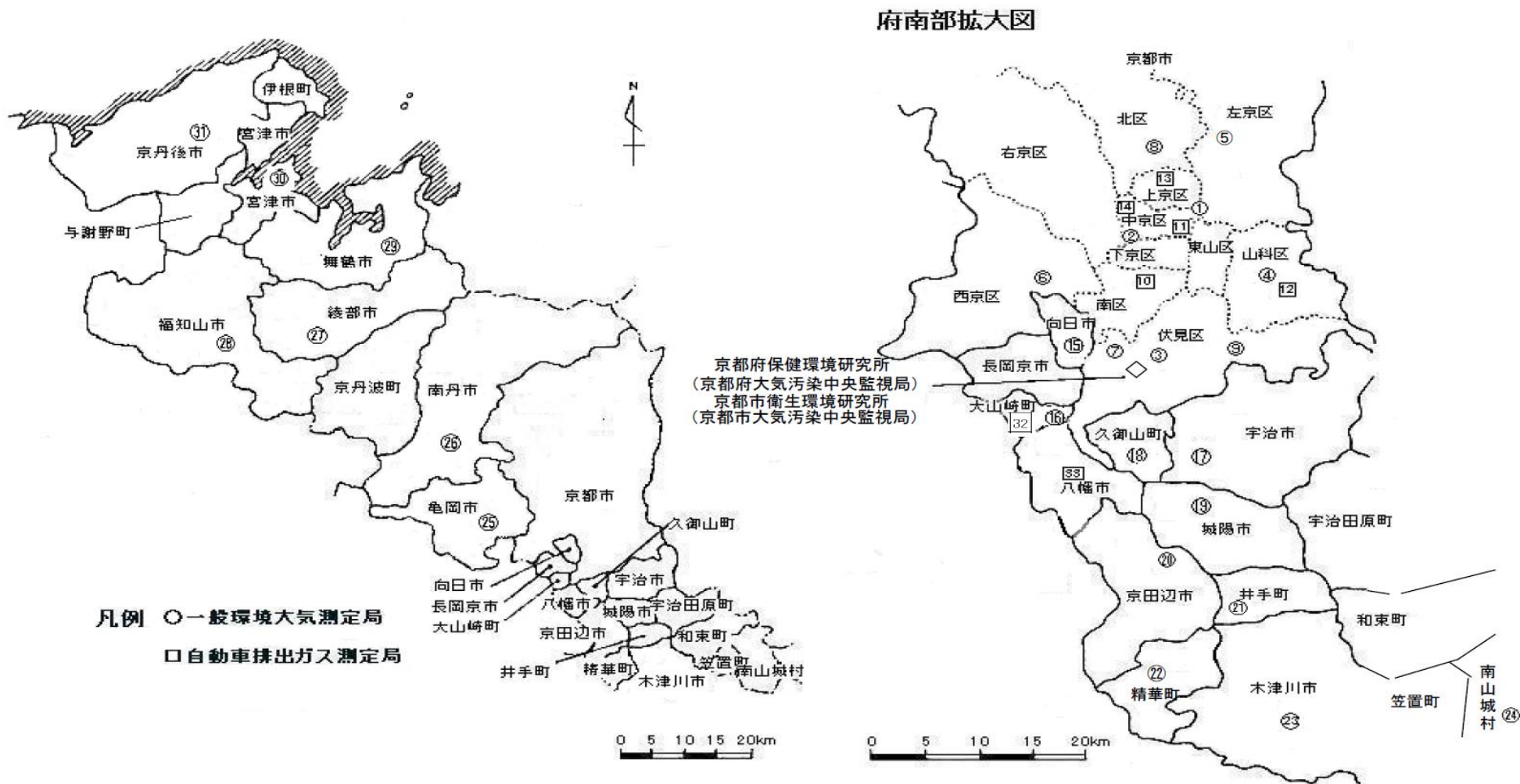
市 町	測 定 局	年平均値 (ppm)					
		昭和50年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
京 都 市	自 排 南	3.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	自 排 大 宮	3.2	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	自 排 山 科	2.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
大 山 崎 町	国道171号（自排）	—	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

資料67 大気汚染常時監視測定局の測定項目一覧(令和5年3月末現在)

番号	測定区分	測定局名	所在地	用途地域	窒素化合物		浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	炭化水素		微小粒子状物質	風向	風速	温度	湿度	日射量	気圧		
					一酸化窒素	二酸化窒素					メタン	非メタン									
1	一般環境大気	市役所	京都市中京区寺町通御池上ル/京都市役所	商	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎						
2		壬生	京都市中京区壬生東高田町/京都看護大学	準工	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎					
3		伏見	京都市伏見区村上町/衛生環境研究所	準工	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4		山科	京都市山科区御陵四丁野町/京都薬科大学南校舎	住	◎	◎	◎	◎						◎							
5		左京	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町/左京区総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎							◎	◎					
6		西京	京都市西京区樫原三宅町/市立樫原小学校	住	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎					
7		久我	京都市伏見区久我東町/市立神川小学校	住	◎	◎	◎	◎													
8		北	京都市北区紫野花ノ坊町/ツラッティ千本	商	◎	◎		◎							◎	◎					
9		醍醐	京都市伏見区醍醐鍵尾町/市立池田小学校	住	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎					
10	自動車排出ガス	自排南	京都市南区西九条南田町/南区総合庁舎	商	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎								
11		自排大宮	京都市中京区錦大宮町/四条大宮交差点	商	◎	◎	◎			◎			◎								
12		自排山科	京都市山科区栂辻池尻町/山科区総合庁舎	商	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎								
13		自排上京	京都市上京区室町頭町/市立室町小学校	商	◎	◎	◎							◎							
14		自排西ノ京	京都市中京区西ノ京中保町/市立北野中学校	商	◎	◎	◎							◎							
15	一般環境大気	向陽	向日市森本町天神森	住	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎								
16		大山崎	大山崎町円明寺松田/大山崎中学校	住	◎	◎	◎	◎													
17		宇治	宇治市宇治若森/山城北保健所	住	◎	◎	◎	◎						◎							
18		久御山	久御山町坊之池高河原/久御山中学校	その他	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎
19		城陽	城陽市寺田宮ノ平/城陽高等学校	住	◎	◎	◎	◎						◎							
20		田辺	京田辺市田辺明田/田辺総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎						
21		井手	井手町井手野神/井手町立井手小学校	住										◎							
22		精華	精華町光台/けいはんなプラザ	商	◎	◎	◎	◎						◎							
23		木津	木津川市木津上戸/木津総合庁舎	準工	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎							
24		南山城	南山城村北大河原中谷/南山城保育園	その他										◎							
25		亀岡	亀岡市余部町五反田/農林センター	その他	◎	◎	◎	◎	◎					◎							
26		南丹	南丹市園部町黒田	その他	◎	◎	◎	◎						◎							
27		綾部	綾部市宮代町土代/綾部市営住宅内	住	◎	◎	◎	◎						◎							
28		福知山	福知山市岡ノ/伯耆丸公園	商	◎	◎	◎	◎	◎					◎							
29		東舞鶴	舞鶴市溝尻/新舞鶴小学校	住	◎	◎	◎	◎	◎					◎							
30		宮津	宮津市吉原/宮津総合庁舎	住	◎	◎	◎	◎						◎							
31		京丹後	京丹後市峰山町丹後/峰山総合庁舎	その他	◎	◎	◎	◎						◎							
32	自動車排出ガス	国道171号	大山崎町字茶屋地先	工	◎	◎	◎			◎			◎								
33	自動車排出ガス	国道1号	八幡市戸津堂田	その他	◎	◎	◎	◎					◎								

(注) 番号1～14は、京都市が常時監視

資料68 大気汚染測定局設置状況（令和5年3月末現在）



資料69 有害大気汚染物質環境モニタリング実施結果（令和4年度）

測定物質名	単位	区分	測定地点	令和4年度結果			令和3年度結果	令和3年度全国測定結果		
				最小値	最大値	平均値	平均値	平均値	最小値	最大値
ベンゼン (環境基準：3以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.099	0.69	0.43	0.55	0.71	0.21	2.0
			久御山	0.27	1.7	0.72	0.68			
			京都市南部まち美化事務所	0.18	1.2	0.62	0.73			
		沿道	自排局大宮	0.43	1.8	0.93	0.95	0.89	0.42	1.8
			自排局山科	0.29	1.0	0.67	0.76			
国道171号	0.35		1.5	0.72	0.67					
国道1号	0.39	1.9	0.99	0.83						
トリクロロエチレン (環境基準：130以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.026	0.15	0.098	0.15	0.33	0.0034	4.0
			久御山	0.22	1.9	0.70	0.56			
テトラクロロエチレン (環境基準：200以下)	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.027	0.21	0.085	0.19	0.087	0.0048	0.60
			久御山	0.011	0.35	0.13	0.096			
ジクロロメタン (環境基準：150以下)	μg/m ³	一般環境	京都市南部まち美化事務所	0.11	1.3	0.61	0.90	0.11	0.0070	0.90
			京都市左京区総合庁舎	0.84	1.8	1.3	1.5			
アクリロニトリル	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0012	0.025	0.011	0.035	0.046	0.0012	0.62
			久御山	0.0025	0.045	0.012	0.016			
アセトアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.99	4.9	2.4	1.9	2.1	0.47	13
			久御山	0.68	4.3	1.7	2.0			
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	一般環境	自排局大宮	1.9	5.1	2.8	2.4	2.2	0.71	3.8
			自排局山科	1.3	8.6	2.8	2.1			
塩化メチル	μg/m ³	一般環境	国道171号	0.39	2.9	1.4	1.8	1.4	0.016	8.7
			国道1号	0.97	2.5	1.7	2.2			
クロロホルム	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.0006	0.047	0.0093	0.011	0.037	0.0018	2.7
			久御山	0.002	0.020	0.007	0.010			
酸化エチレン	μg/m ³	一般環境	京都市南部まち美化事務所	0.0006	0.056	0.012	0.011	1.4	0.016	8.7
			京都市左京区総合庁舎	0.99	1.4	1.2	1.3			
1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³	一般環境	久御山	1.2	2.0	1.7	1.3	1.6	1.1	5.7
			京都市南部まち美化事務所	0.97	1.4	1.2	1.3			
トルエン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.23	1.1	0.51	0.47	0.24	0.024	10
			久御山	0.15	0.41	0.24	0.20			
1, 3-ブタジエン	μg/m ³	一般環境	京都市南部まち美化事務所	0.19	1.3	0.38	0.33	0.061	0.011	0.22
			京都市左京区総合庁舎	0.039	0.16	0.068	0.064			
ホルムアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.040	0.22	0.12	0.11	0.12	0.030	0.62
			久御山	0.065	0.30	0.15	0.11			
クロム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市南部まち美化事務所	0.042	0.23	0.12	0.13	5.4	0.39	79
			京都市左京区総合庁舎	0.83	17	4.8	5.8			
水銀及びその化合物	ng/m ³	一般環境	久御山	4.7	42	14	10	6.0	0.25	20
			京都市南部まち美化事務所	4.0	22	8.7	9.0			
ニッケル化合物	ng/m ³	一般環境	自排局大宮	3.9	9.3	6.0	6.3	8.5	1.1	210
			自排局山科	2.4	9.0	4.7	5.2			
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	一般環境	国道171号	2.4	22	6.3	4.9	7.1	43	21
			国道1号	7.1	43	21	13			
マンガン及びその化合物	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.012	0.063	0.033	0.043	0.058	0.0023	0.64
			久御山	0.019	0.13	0.055	0.050			
六価クロム	ng/m ³	一般環境	京都市南部まち美化事務所	0.019	0.18	0.060	0.072	0.087	0.0070	
			自排局大宮	0.071	0.58	0.19	0.14			
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	一般環境	自排局山科	0.040	0.16	0.077	0.086	2.4	0.64	10
			国道171号	0.037	0.13	0.070	0.056			
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	一般環境	国道1号	0.030	0.16	0.088	0.070	2.6	0.58	6.4
			京都市左京区総合庁舎	2.2	8.5	4.0	3.9			
ベンゼン	μg/m ³	一般環境	久御山	1.2	4.6	2.2	2.2	3.7	0.051	27
			京都市南部まち美化事務所	2.5	8.3	4.1	3.7			
トリクロロエチレン	μg/m ³	一般環境	自排局大宮	2.5	8.3	4.1	3.7	1.7	0.50	2.8
			自排局山科	1.7	6.9	3.4	3.0			
テトラクロロエチレン	μg/m ³	一般環境	国道171号	0.75	4.4	1.7	1.9	2.1	0.085	18
			国道1号	1.2	4.4	2.2	2.2			
ジクロロメタン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.65	5.7	2.2	3.0	0.82	0.050	3.9
			久御山	0.79	9.9	3.1	2.6			
アクリロニトリル	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.1	2.2	1.5	1.6	0.015	0.0016	0.10
			久御山	1.0	2.4	1.5	1.7			
アセトアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	1.0	5.4	2.4	2.3	0.15	0.0048	2.3
			久御山	0.59	10	2.9	1.9			
ホルムアルデヒド	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.03	2.0	0.70	0.44	0.13	0.022	1.1
			久御山	0.11	2.2	0.86	0.82			
1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.00012	0.033	0.0042	0.0020	15	0.53	110
			久御山	0.0022	0.037	0.013	0.013			
トルエン	μg/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.008	0.17	0.046	0.060	0.12	0.0029	2.7
			久御山	0.0077	0.32	0.074	0.095			
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	一般環境	自排局大宮	0.040	0.23	0.10	0.12	0.015	0.0016	0.10
			自排局山科	0.023	0.15	0.061	0.056			
マンガン及びその化合物	ng/m ³	一般環境	国道171号	0.011	0.35	0.076	0.064	0.13	0.022	1.1
			国道1号	0.016	0.41	0.13	0.092			
六価クロム	ng/m ³	一般環境	京都市左京区総合庁舎	0.35	27	7.8	8.1	0.12	0.0029	2.7
			久御山	4.9	55	16	17			

(注) 1 平均値は、測定結果が検出下限値未満のものについては検出下限値の1/2として算出しています。

2 環境基準は年平均値で評価します。

3 京都市左京区総合庁舎、京都市南部まち美化事務所、自排局大宮及び自排局山科の結果については、京都市が測定したものです。

4 1 μg = 100万分の1 g、1 ng = 10億分の1 g

5 令和3年度全国測定結果は、各測定地点での年平均値の各地域分類別の全国平均、最小及び最大を示しています。

自動車排出ガス規制値

種 別	現 行 規 制				次 期 規 制				備 考	
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
ガソリン・LPG車	乗用車	JC08モード (g/km) 1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) 4	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM 2		0.007 (0.005)		PM 2		(0.005)	
	軽自動車	JC08モード (g/km) 1	CO	平成19年	6.67 (4.02)	WLTC (g/km) 4	CO	平成31年	(4.02)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM 2		0.007 (0.005)		PM 2		(0.005)	
	軽量車 (gvw 1.7t)	JC08モード (g/km) 1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) 4	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		(0.05)	
			PM 2		0.007 (0.005)		PM 2		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw 3.5t)	JC08モード (g/km) 1	CO	平成17年	4.08 (2.55)	WLTC (g/km) 4	CO	平成31年	(2.55)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		(0.15)	
			NOx		0.10 (0.07)		NOx		(0.07)	
			PM 2		0.009 (0.005)		PM 2		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3 (16.0)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.31 (0.23)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM 2		0.013 (0.010)		PM			
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km) 1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) 4	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		(0.005)	
	軽量車 (gvw 1.7t)	JC08モード (g/km) 1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) 4	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw 3.5t)	JC08モード (g/km) 1	CO	平成21年 3	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) 4	CO	平成31年	(0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.20 (0.15)		NOx		(0.24)	
			PM		0.009 (0.007)		PM		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 3	2.95 (2.22)	WHTC 5 及び WHSC (g/kWh)	CO	平成28年 6	2.95 (2.22)	
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		0.23 (0.17)	
			NOx		0.9 (0.7)		NOx		0.7 (0.4)	
			PM		0.013 (0.010)		PM		0.013 (0.010)	

CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

- JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
- 吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。
- GVW1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以下の車両については平成22年からの適用。
- WLTCを冷機状態のみにおいて測定した値に対し適用。
- WHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
- トラックについては平成29年、GVW3.5t超7.5t以下の車両については平成30年から適用

現行規制					次期規制					備考				
種別	試験モード	成分	規制年	規制値	種別	試験モード	成分	規制年	規制値					
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	クラス1 1	WMTC (g/km) 2 3	平成28年	CO	(1.14)	次期規制において総排気量0.050以下かつ最高速度50km/h以下の二輪車については現行規制を適用。			
			HC		(0.50)				HC			(0.30)		
			NOx		(0.15)				NOx				(0.07)	
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)				クラス2 1	WMTC (g/km) 2 3		CO		1.58 (1.14)
			HC		(0.50)							HC		
			NOx		(0.15)							NOx	0.10 (0.07)	
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	クラス3 1	WMTC (g/km) 2 3	CO	1.58 (1.14)					
			HC		(0.30)			HC		0.21 (0.17)				
			NOx		(0.15)			NOx				0.14 (0.09)		
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)	クラス1	WMTC (g/km) 2 3	CO	1.58 (1.14)					
			HC		0.40 (0.30)			HC		0.21 (0.17)				
			NOx		0.20 (0.15)			NOx				0.14 (0.09)		

種別	現行規制				次期規制				備考	
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) 3	CO	平成25年	6.5 (5.0)					次期規制については未定
			NMHC		0.9 (0.7)					
			NOx		5.3 (4.0)					
			PM		0.04 (0.03)					
	定格出力 37kW以上56kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) 3	CO	平成25年	6.5 (5.0)					次期規制については未定
			NMHC		0.9 (0.7)					
			NOx		5.3 (4.0)					
			PM		0.033 (0.025)					
	定格出力 56kW以上75kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) 3	CO	平成27年	6.5 (5.0)					次期規制については未定
			NMHC		0.25 (0.19)					
			NOx		0.53 (0.4)					
			PM		0.03 (0.02)					
	定格出力 75kW以上130kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) 3	CO	平成27年	6.5 (5.0)					次期規制については未定
			NMHC		0.25 (0.19)					
			NOx		0.53 (0.4)					
			PM		0.03 (0.02)					
	定格出力 130kW以上560kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh) 3	CO	平成26年	4.6 (3.5)					次期規制については未定
			NMHC		0.25 (0.19)					
			NOx		0.53 (0.4)					
			PM		0.03 (0.02)					
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未満のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)					次期規制については未定	
		NMHC		0.80 (0.6)						
		NOx		0.80 (0.6)						

CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

- 平成28年からは以下の種別に変更する。
 クラス1:総排気量0.050 超0.150 未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150 未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満の二輪車
 クラス2:総排気量0.150 未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満、又は、総排気量0.150 以上かつ最高速度130km/h未満の二輪車
 クラス3:最高速度130km/h以上の二輪車
- WMTCは、総排気量、最高速度に基づく車両分類に応じて、走行パターンの異なる3つの走行サイクル(パート1~3)を組み合わせたものを試験サイクルとして適用。
- 種別毎に適用される走行サイクルに対し、始動時の温度条件を踏まえ以下のとおり算出した値に対し適用。
 クラス1:パート1を冷機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート1を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値との和で算出される値
 クラス2:パート1を冷機状態において測定した値に0.3を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.7を乗じた値との和で算出される値
 クラス3:パート1を冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート3を暖機状態において測定した値に0.25を乗じた値との和で算出される値
- 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

資料71 京都府における車種別自動車保有台数の推移

(単位：台)

年度	自動車 保有台数	貨物用			被 けん引車	乗合用	乗用			特種用途用		小型 二輪車	軽自動車
		計	普通車	小型車			計	普通車	小型車	普通車・ 小型車	大 型 特殊車		
昭和 40	195,269	51,606	4,935	46,550	121	2,377	50,561	1,090	49,471	2,058	342	949	87,376
50	598,643	127,086	16,122	110,659	305	3,934	312,548	5,566	306,982	6,324	1,584	5,657	141,510
60	909,772	136,068	23,885	111,690	493	4,378	510,386	20,621	489,765	10,126	2,366	18,427	228,021
平成 5	1,198,322	143,084	35,749	106,648	687	4,796	682,643	113,659	568,984	15,156	3,193	24,158	325,292
6	1,226,258	143,536	37,770	105,066	700	4,741	699,712	141,293	558,419	16,131	3,320	25,404	333,414
7	1,259,985	144,053	39,545	103,725	783	4,769	719,935	171,306	548,629	17,459	3,413	26,458	343,898
8	1,290,301	144,563	41,061	102,690	812	4,768	739,485	203,386	536,099	18,979	3,407	27,074	352,025
9	1,306,865	142,479	41,519	100,106	854	4,617	750,791	228,453	522,338	20,207	3,463	27,918	357,390
10	1,315,291	138,588	41,087	97,501	874	4,566	754,544	244,765	509,779	21,714	3,495	28,312	364,072
11	1,326,405	134,313	40,482	93,831	897	4,525	754,643	259,389	495,254	22,655	3,508	28,336	378,425
12	1,334,640	130,194	40,186	90,008	899	4,538	755,156	273,667	481,489	23,254	3,532	28,536	389,430
13	1,339,369	126,038	39,670	86,368	880	4,555	752,790	284,783	468,007	22,451	3,548	28,886	400,221
14	1,340,732	122,563	39,240	83,323	882	4,567	746,652	287,890	458,762	22,421	3,558	29,054	411,035
15	1,346,122	177,565	36,555	81,010	836	4,480	746,305	295,012	451,293	22,181	3,524	28,975	422,256
16	1,363,133	116,503	37,121	79,382	809	4,595	747,809	301,503	446,306	22,126	3,490	29,303	438,498
17	1,335,205	116,701	38,340	78,361	836	4,579	747,200	305,209	441,991	22,254	3,485	29,662	410,488
18	1,338,188	113,392	39,176	74,216	890	4,593	739,940	306,443	433,497	22,175	3,516	29,885	423,797
19	1,355,058	110,363	38,560	71,803	861	4,678	708,986	301,498	407,488	22,175	3,500	30,012	474,483
20	1,342,712	102,318	35,370	66,948	811	4,670	695,469	298,902	396,567	21,086	3,508	30,084	484,766
21	1,333,315	97,619	33,745	63,874	781	4,643	686,302	297,642	388,660	20,739	3,468	30,166	489,597
22	1,326,722	94,717	33,052	61,665	753	4,629	679,612	299,095	380,517	20,430	3,440	30,312	492,829
23	1,328,524	92,392	32,571	59,821	756	4,612	676,897	301,878	375,019	20,384	3,418	30,145	499,920
24	1,328,963	90,263	32,141	58,122	767	4,644	670,623	303,028	367,595	20,397	3,454	30,549	508,266
25	1,335,037	89,426	32,163	57,263	743	4,669	664,549	306,508	358,041	20,392	3,503	31,125	520,630
26	1,337,229	88,947	32,518	56,429	747	4,724	655,668	307,228	348,440	20,480	3,511	31,351	531,801
27	1,337,244	88,713	32,950	55,763	783	4,759	650,804	310,792	340,012	20,581	3,526	31,751	536,327
28	1,336,004	88,649	33,348	55,301	810	4,783	650,207	316,448	333,759	20,783	3,517	31,869	535,386
29	1,335,788	88,794	33,789	55,005	832	4,807	649,146	322,675	326,471	20,985	3,529	32,010	535,685
30	1,338,224	89,495	34,279	55,216	892	4,820	645,596	328,083	317,513	21,247	3,566	32,826	539,782
令和 元	1,337,364	89,838	34,940	54,898	970	4,801	641,112	332,697	308,415	21,501	3,610	33,290	542,242
2	1,341,472	90,405	35,298	55,107	1,020	4,634	638,001	338,201	299,800	21,710	3,604	33,161	548,937
3	1,337,638	90,536	35,500	55,036	1,081	4,551	633,450	342,282	291,168	21,856	3,570	34,142	548,452
4	1,341,346	90,887	35,639	55,248	1,078	4,487	628,891	346,297	282,594	22,115	3,578	35,127	555,183

※1 各年度末現在の台数（軽自動車には軽二輪を含む。）
 ※2 出典：近畿運輸局資料

資料72 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の設置状況（令和5年3月末現在）

保健所	市町村	項 施設	1	2	4	5	6	9	10	11	13	21	24	25	29	30	31	合 計	
			ボイラー	ガス発生炉・加熱炉	金属溶鉱炉	金属溶解炉	金属加熱炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	反応施設等	リン肥料製造用	鉛二次精錬用等	鉛蓄電池製造用	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関	施設数
乙 訓	向日市		12												1	3	1	17	9
	長岡京市		132							8	3				6	15	3	167	39
	大山崎町		43							1	3				2	14	3	66	9
	小計		187							9	6				9	32	7	250	57
山城北	宇治市		136			1		3	2	2	2				4	39	10	199	69
	城陽市		79			3	1				2				1	14		100	34
	久御山町		76			4				1					3	15	5	104	43
	八幡市		25							1	1		8		3	21	3	62	24
	京田辺市		60				4				4				1	8	5	82	26
	井手町		31															31	9
	宇治田原町		13				1									1		15	8
	小計		420			8	6	3	2	4	9		8		12	98	23	593	213
山城南	木津川市		37	1				1			2				15	16	3	75	36
	笠置町		4															4	1
	和束町		5								2							7	4
	精華町		34												8	27	5	74	26
	南山城村		1													2		3	2
	小計		81	1				1			4				23	45	8	163	69
南 丹	亀岡市		83			4				2	4		1		2	22	1	119	52
	南丹市		89				6		3	3	3				4	13	1	122	42
	京丹波町		32				2			4	1					8	2	49	24
	小計		204			4	8		3	9	8		1		6	43	4	290	118
中丹西	福知山市		134			6	4	97		15	3			23	3	65	3	353	84
	小計		134			6	4	97		15	3			23	3	65	3	353	84
中丹東	舞鶴市		81			1		2		10	6	1	3		3	30		137	57
	綾部市		37				4			4	2					10		57	30
	小計		118			1	4	2		14	8	1	3		3	40		194	87
丹 後	宮津市		32		5					5	2				4	7		55	25
	京丹後市		65				9			3	7				1	21		106	49
	伊根町		1															1	1
	与謝野町		13			1									2	2		18	14
	小計		111		5	1	9			8	9				7	30		180	89
計		1,255	1	5	20	31	103	5	59	47	1	12	23	63	353	45	2,023	717	
京 都 市		721			18	9	2	1	5	17			73	94	487	61	1,488	599	
合 計		1,976	1	5	38	40	105	6	64	64	1	12	96	157	840	106	3,511	1,316	

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料73 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況
(令和5年3月末現在)

法施行令 別表第1 の項番号	地 域 施 設 名	南 部 地 域		中北部 地 域	合 計
		総量規制地域		その他の 地 域	
		京都市区域	山城区域		
1	ボ イ ラ ー	721	563	692	1,976
2	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉			1	1
3	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 等				
4	溶 鋳 炉 等			5	5
5	金 属 溶 解 炉	18	8	12	38
6	金 属 加 熱 炉	9	5	26	40
7	加 熱 炉				
8、8の2	触 媒 再 生 塔 ・ 燃 焼 炉				
9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	2	3	100	105
10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	1	2	3	6
11	乾 燥 炉	5	13	46	64
12	電 気 炉				
13	廃 棄 物 焼 却 炉	17	15	32	64
14	銅 鉛 等 精 錬 用 焙 焼 炉 等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉		8	4	12
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	73		23	96
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コ ー ク ス 炉				
29	ガ ス タ ー ビ ン	94	21	42	157
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	487	129	224	840
31	ガ ス 機 関	61	30	15	106
32	ガ ソ リ ン 機 関				
	合 計	1,488	797	1,226	3,511
	工 場 ・ 事 業 場 数	599	253	464	1,316

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料74 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定工場内のばい煙・粉じんに係る施設の設置状況（令和5年3月末現在）

保健所	市町村	種 項 施設	ばい煙に係る施設					一般粉じんに係る施設			工場数		
			2	4	6	9	10	合計	4	5		合計	
			廃棄物焼却炉	張合せ等機械	反応施設	酸洗浄等施設	プラスチック配設	スクリーン等	合計	鑄物製品製造施設		造粒施設	合計
乙訓	向日市												
	長岡京市												
	大山崎町				16	13	29						2
	小計				16	13	29						2
山城北	宇治市			206	181		387						2
	城陽市												
	久御山町												
	八幡市												
	京田辺市												
	井手町												
	宇治田原町												
	小計			206	181		387						2
山城南	木津川市												
	笠置町												
	和束町												
	精華町												
	南山城村												
	小計												
南丹	亀岡市												
	南丹市												
	京丹波町												
	小計												
中丹西	福知山市			261			261						3
	小計			261			261						3
中丹東	舞鶴市		23	1		1	25		1	1			3
	綾部市						84						1
	小計		23	1		84	1	109		1	1		4
丹後	宮津市												
	京丹后市												
	伊根町												
	与謝野町												
	小計												
	計		23	468	281	14	786		1	1			11
	京都市				5		5	6		6			1
	合計		23	468	286	14	791	6	1	7			12

資料75 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(令和5年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケット コンベア	破碎機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向 日 市			6			6	2			
	長 岡 京 市			7	1		8	2			
	大 山 崎 町				1		1	1			
	小 計			13	2		15	5			
山 城 北	宇 治 市		2	45	16	6	69	4			
	城 陽 市		8	20			28	7			
	久 御 山 町										
	八 幡 市		1				1	1			
	京 田 辺 市		3				3	2			
	井 手 町			1			1	1			
	宇 治 田 原 町										
小 計		14	66	16	6	102	15				
山 城 南	木 津 川 市										
	笠 置 町										
	和 束 町			10	1		11	1			
	精 華 町			4			4	1			
	南 山 城 村										
	小 計			14	1		15	2			
南 丹	亀 岡 市		3	64	30	25	122	8			
	南 丹 市		1	12	1	1	15	3			
	京 丹 波 町			12	2	3	17	1			
	小 計		4	88	33	29	154	12			
中 丹 西	福 知 山 市		18	37	19	7	81	13			
	小 計		18	37	19	7	81	13			
中 丹 東	舞 鶴 市		29	45	15	10	99	12			
	綾 部 市		2				2	2			
	小 計		31	45	15	10	101	14			
丹 後	宮 津 市		11	93	1		105	4			
	京 丹 後 市		4	2	2		8	2			
	伊 根 町										
	与 謝 野 町					1	1	1			
	小 計		15	95	3	1	114	7			
計			82	358	89	53	582	68			
京 都 市			12	44	19	17	92	20			
合 計			94	402	108	70	674	88			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。

資料76 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設（ばい煙・粉じん）の設置状況
（令和5年3月末現在）

（特定工場分含まず）

保健所	市町村	種 項 施設	ばい煙に係る特定施設												一般粉じんに係る特定施設					
			2 廃棄物焼却炉	3 漂白施設等	4 張合せ機械等	5 グラビア印刷施設等	6 反応施設等	7 ゴム製品混練施設等	8 腐食施設等	9 酸洗浄施設等	10 プラスチック配合施設等	11 ドライクリーニング施設等	12 吹付塗装施設	合計	工場・事業場数	2 加工機械	3 粉碎施設等	4 後処理施設	5 造粒施設	合計
乙訓	向日市			32		30			29	6	7	4	108	14						
	長岡京市		2			34			252	4	6		298	21						
	大山崎町					1	1	33		1	1	4	41	10			2		2	1
	小計		2	32		65	1	33	281	11	14	8	447	45			2		2	1
山城北	宇治市		15	2	2	95			79	14	27	14	248	76	10	42	6		58	5
	城陽市		67	6		5	4	16	19	11	5		133	28						
	久御山町		14		5	4	6		83	28	4	21	165	40			1		1	1
	八幡市				2	5			62	3	5	3	80	26			3		3	1
	京田辺市		2	1	14	11			15	25	2	1	71	14			2		2	1
	井手町		2						9	10			21	3						
	宇治田原町		1	1	11		1		50	9	6	1	80	17			1		1	1
	小計		101	10	34	120	11	16	317	100	49	40	798	204	10	42	13		65	9
山城南	木津川市		4		1			43	3	5	2	2	60	10						
	笠置町							4					4	1						
	和束町																			
	精華町		5			1	3		1				10	4						
	南山城村																			
	小計		9		1	1	7	43	4	5	2	2	74	15						
南丹	亀岡市		10		2				48	13	16	6	95	38			1		1	1
	南丹市					11		4	7	13	4	7	46	21						
	京丹波町			4	1	65			4	4	2	4	84	16						
	小計		10	4	3	76		4	59	30	22	17	225	75			1		1	1
中丹西	福知山市		1	5	6	166	11		376	21	22	12	620	76	63		33	1	97	9
	小計		1	5	6	166	11		376	21	22	12	620	76	63		33	1	97	9
中丹東	舞鶴市			11					30	5	21	29	96	48			6		6	3
	綾部市					48	74		57	65	7	9	260	40			1		1	1
	小計			11		48	74		87	70	28	38	356	88			7		7	4
丹後	宮津市		18						2		8	39	67	40						
	京丹後市		105			3			57	2	22	55	244	56			8		8	3
	伊根町											1	1	1						
	与謝野町		3						15	1	10	16	45	27			5		5	2
	小計		126			3			74	3	40	111	357	124			13		13	5
計		249	62	44	479	104	96	1,198	240	177	228	2,877	627	73	42	69	1	185	29	
京都市		226	17	51	375		4	1,528	204	368	305	3,078	981	5	52	37	3	97	30	
合計		475	79	95	854	104	100	2,726	444	545	533	5,955	1,608	78	94	106	4	282	59	

資料78 アスベスト大気環境調査結果(令和4年度)

地域分類	名 称	所在地	結果 (本/リットル)	備 考 (左の「地域分類」における 令和4年全国調査結果)
住宅地域	宇治総合庁舎	宇治市	0.081、0.20	<0.037~0.81
	亀岡総合庁舎	亀岡市	0.18、0.32	
	峰山総合庁舎	京丹後市	0.10、0.24	
商工業地域	衛生環境研究所(伏見)	京都市	0.37	<0.040~0.81
	長岡京市役所	長岡京市	0.22、0.33	
	中丹東保健所	舞鶴市	0.19、0.20	
幹線道路	国道171号	大山崎町	0.36、0.40	<0.050~0.70
	国道1号	八幡市	0.11、0.12	

(出典：環境省)

資料79 環境放射線監視結果の概要 (1) (令和4年度)

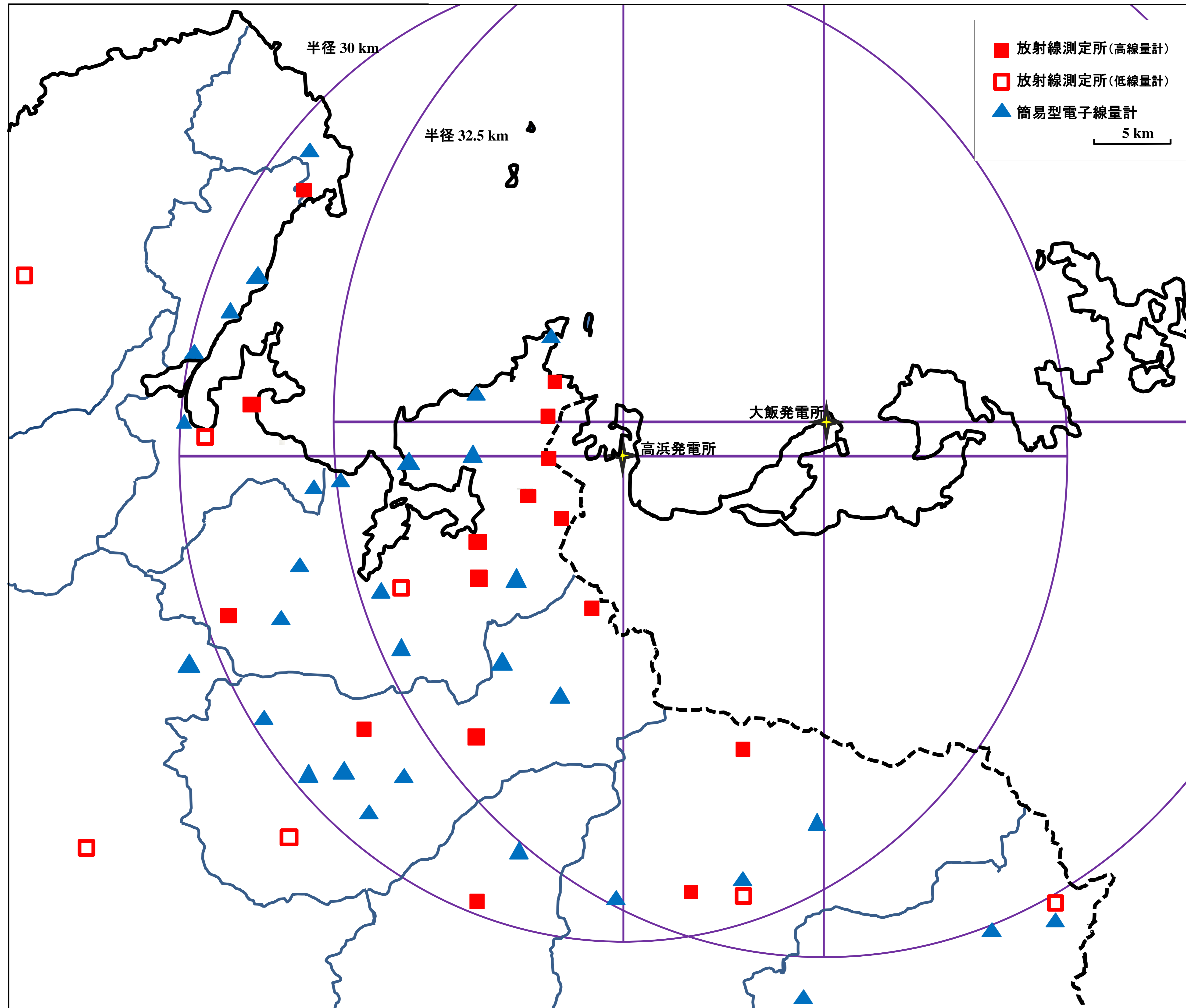
区分	測定項目	調査地点		調査回数	調査結果	
空間線量モニタリング	空間放射線 空気吸収 線量率	放射線測定所 14箇所	1 大山測定所	連続	年平均値 ($\mu\text{Gy/h}$)	0.032
			2 吉坂測定所			0.035
			3 倉梯測定所			0.035
			4 塩汲測定所			0.035
			5 岡安測定所			0.037
			6 老富測定所			0.042
			7 日出測定所			0.037
			8 上司測定所			0.048
			9 地頭測定所			0.039
			10 上杉測定所			0.028
			11 八津合測定所			0.037
			12 盛郷測定所			0.048
			13 島測定所			0.035
			14 本庄測定所			0.036
		固定型ポスト (1m) 5箇所(府独自)	1 峰山測定所	0.066		
			2 福知山測定所	0.043		
			3 亀岡測定所	0.052		
			4 乙訓測定所	0.054		
			5 宇治測定所	0.043		
		固定型ポスト (1m) 9箇所(国委託)	1 宮津測定所	0.054		
			2 倉谷測定所	0.060		
			3 綾部測定所	0.042		
			4 美山測定所	0.040		
			5 園部測定所	0.055		
			6 久多測定所	0.052		
			7 上京測定所	0.068		
			8 伏見測定所	0.056		
			9 木津測定所	0.050		
		環境放射能測定車 による定点測定 3箇所	1 河辺原地区	4回	測定値 の範囲 ($\mu\text{Gy/h}$)	0.033~0.037
			2 三浜地区			0.022~0.025
			3 多門院地区			0.022~0.025
		環境放射線調査車 による走行サーベイ 11ルート	ルート1 東舞鶴地域	4回	測定値 の範囲 ($\mu\text{Gy/h}$)	0.017~0.046
			ルート2 東舞鶴地域			0.018~0.029
ルート3 綾部老富地区	0.019~0.038					
ルート4 綾部・西舞鶴地域	0.021~0.041					
ルート5 福知山市区	0.028~0.040					
ルート6 伊根・橋北地区	0.026~0.047					
ルート7 宮津・栗田・由良地区	0.029~0.054					
ルート8 京丹波町地域	0.023~0.042					
ルート9 南丹市美山町地域	0.031~0.044					
ルート10 京北上弓削町地域	0.052~0.077					
ルート11 広河原・久多地域	0.052~0.079					
浮遊じん	全アルファ放射能	吉坂測定所 塩汲測定所	連続	年平均値 (Bq/m^3)	1.2~1.8	
	全ベータ放射能				1.8~3.5	

資料80 環境放射線監視結果の概要 (2) (令和4年度)

区分	測定項目	調査対象		調査地点	調査回数	調査結果						
						核種	単位	調査結果の範囲				
環境試料の核種分析結果	セシウム	浮遊じん	—	吉坂測定所、老富測定所、塩汲測定所	12回	¹³⁷ Cs ¹³⁴ Cs	μBq/m ³ μBq/m ³	不検出 不検出				
		降下物	雨水・ちり	吉坂測定所	12回 12回	¹³⁷ Cs ¹³⁴ Cs	MBq/km ²	不検出~5.0×10 ⁻² 不検出				
		陸水	源水 河川水	与保呂水源地、八戸池、口上林、松尾、洞谷 朝来川、上林川	1回	¹³⁷ Cs	mBq/L	不検出				
		陸土	—	大山、金剛院、岡安、老富、地頭、相生、上杉、日出	1回	¹³⁷ Cs	Bq/kg乾土	不検出~1.0×10				
		農畜産物	米	米	大山、吉坂、杉山、老富、野原、金剛院地区	1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~4.0×10 ²			
				大根	大山、杉山地区		¹³⁷ Cs		不検出			
				ほうれん草	大山地区		¹³⁷ Cs		不検出			
				生椎茸	大山地区		¹³⁷ Cs		7.0×10 ⁻²			
			小豆	小豆	杉山地区		¹³⁷ Cs	mBq/kg	不検出			
				馬鈴薯	大山、杉山地区		¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出			
				梅	大山地区		¹³⁷ Cs	mBq/kg生	1.7×10			
				きゅうり	大山、杉山地区		¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出			
		牛乳	多祢寺地区	2回	¹³⁷ Cs	mBq/L	不検出					
		指標植物	松葉	大山、岡安地区	1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~3.1×10				
			よもぎ	大山、吉坂、杉山、丸山、老富地区	2回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~1.1×10 ²				
		海洋生物	めばる さざえ なまこ わかめ あじ あおりいか うまづらはぎ するめいか まいわし	毛馬田立井島地	沖沖先	1回	¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs ¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~5.5×10 不検出 不検出 不検出 7.4×10 3.7×10 3.7×10 不検出 3.6×10			
				田井沖	沖		¹³⁷ Cs	不検出				
				毛馬田立井島地	沖沖先		1回	¹³⁷ Cs	mBq/kg生	不検出~7.5×10		
				海底沈積物	表層土		St. 1 St. 2 St. 3	2回	¹³⁷ Cs	Bq/kg乾土	1.1~1.8	
				海水	表層水		St. 3	2回	¹³⁷ Cs	mBq/L	1.7~2.0	
				ヨウ素	ガス状ヨウ素		活性炭ろ紙	吉坂測定所	4回	¹³¹ I	μBq/m ³	不検出
				トリチウム	陸水		源水 河川水	与保呂水源地 朝来川、上林川、八戸池、口上林、松尾、洞谷	1回	³ H	Bq/L	不検出~0.92
					海水		表層水	St. 1 St. 2 St. 3	6回		Bq/L	不検出~4.7
		ストロンチウム	陸水	源水 河川水	八戸池、口上林、松尾、洞谷 朝来川	1回	⁹⁰ Sr	mBq/L	不検出~1.6			
			陸土	—	地頭、相生、上杉、日出地区	1回		Bq/kg乾土	不検出~0.49			
			農畜産物	米	大山地区	1回		mBq/kg生	不検出			
牛乳	多祢寺地区			1回	mBq/L	不検出						
指標植物	よもぎ		大山、吉坂地区	2回	mBq/kg生	140~420						
海洋生物	めばる		毛馬田立井島地	沖	1回	mBq/kg生		不検出				
	なまこ		毛馬田立井島地	沖	1回	mBq/kg生		不検出				
指標海洋生物	ほんだわら	毛馬田立井島地	沖	1回	mBq/kg生	38						
プルトニウム	陸土	0~5cm	地頭、相生、上杉、日出地区	1回	²³⁸ Pu ²³⁹ Pu + ²⁴⁰ Pu	Bq/kg乾土	0.017~0.079					

(注) St. 1 北緯35° 35' 18"、東経135° 28' 56"
 St. 2 北緯35° 35' 25"、東経135° 30' 05"
 St. 3 北緯35° 33' 54"、東経135° 29' 43"

資料81 京都府北部地域における放射線測定所設置状況（令和5年12月末現在）



資料82 環境放射線測定所設置箇所一覧(令和5年12月末現在)

(原子力発電所周辺監視(国費) 14カ所)

測定所名	所在地
大山	舞鶴市大山中田241-3(大山集会所付近)
吉坂	舞鶴市吉坂墓ノ下86-4
倉梯	舞鶴市八反田北町115
塩汲	舞鶴市笹部前田115
岡安	舞鶴市岡安場々23-1(青葉山ろく公園)
老富	綾部市老富町遊里の下11-1
日出	伊根町字日出651(伊根町役場)
上司	宮津市字上司1567-1(海洋高等学校)
地頭	舞鶴市字地頭523-2(元岡田上小学校)
上杉	綾部市上杉町日後30(スポーツ総合運動公園内)
八津合	綾部市八津合町縄手1(観光センター内)
島	南丹市美山町島往古瀬15-1(南丹市役所美山支所内)
本庄	京丹波町本庄庄垣21(和知バス車庫内)
盛郷	南丹市美山町盛郷上田36-3

(環境放射能水準調査(国費) 9カ所)

測定所名	所在地
久多	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
美山	南丹市美山町安掛(南丹土木事務所美山出張所)
木津	木津川市木津上戸18-1(木津総合庁舎)
上京	京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2(京都府庁)
伏見	京都市伏見区村上町395(保健環境研究所)
園部	南丹市園部町小山東町藤ノ木21(園部総合庁舎)
綾部	綾部市川糸町丁畑10-2(綾部総合庁舎)
倉谷	舞鶴市字倉谷1350-23(中丹東保健所)
宮津	宮津市字吉原2586-2(宮津総合庁舎)

(府単独設置 5カ所)

測定所名	所在地
峰山	京丹後市峰山町丹波855(丹後広域振興局)
福知山	福知山市篠尾新町一丁目91(福知山総合庁舎)
亀岡	亀岡市荒塚町1-4-1(南丹広域振興局)
宇治	宇治市宇治若森7-6(山城広域振興局)
乙訓	向日市上植野町馬立8(乙訓総合庁舎)

(関西電力株式会社設置 2カ所)

測定所名	所在地
田井	舞鶴市字田井97-2(元田井小学校)
夕潮台	舞鶴市字浜地内(夕潮台公園付近)

(簡易型電子線量計(国費) 31カ所)

測定所名	所在地
久多Ⅱ	京都市左京区久多宮の町(元久多小学校)
広河原	京都市左京区広河原能見町87(元堰源小学校)
京北	京都市右京区京北上弓削町弾正27(京北第三小学校)
有路下	福知山市大江町二箇1197(有路下体育館)
三浜	舞鶴市三浜676-1(元丸山小学校)
平	舞鶴市字平、字赤野地内(平・赤野地区農業集落排水処理施設)
千歳	舞鶴市字千歳地内、同地先(親海公園)
与保呂	舞鶴市字与保呂48番地(与保呂小学校)
池内	舞鶴市字堀4-1(舞鶴支援学校)
相生	舞鶴市字円満寺100-14(市道海舞鶴線西図書館付近植え込み)
丸田	舞鶴市丸田(由良川小学校前消防用地)
神崎	舞鶴市字西神崎257(元神崎小学校)
岡田	舞鶴市字久田美930番地(岡田小学校)
成生	舞鶴市字成生36-2(成生漁村センター)
睦寄	綾部市睦寄町狸岩27番(奥上林研修センター)
五泉	綾部市五泉町西巻12番(五泉荘)
十倉名畑	綾部市十倉名畑町欠戸31番(黒谷和紙工芸の里)
旭	綾部市橋上町千原地先(市道橋上旧府道線敷)
綾部・岡安	綾部市岡安町助ヶ鼻16番1(農村婦人の家下駐車場)
星原	綾部市星原町堂前32番(ほ場整備の余地)
志賀郷	綾部市志賀郷町丁田8番(志賀小学校)
杉末	宮津市字万年(杉末会館駐車場)
由良	宮津市字石浦小字川尻333-2(もみじ公園下)
府中	宮津市字中野468番地(府中小学校)
日置	宮津市字日置1230(日置小学校)
養老	宮津市字里波見169(波見の里センター)
知井	南丹市美山町中勘定10(元知井小学校)
美山Ⅱ	南丹市美山安掛(南丹土木事務所美山出張所駐車場)
大野	南丹市美山町三埜南畑28(元大野小学校)
下粟野	京丹波町下粟野シヲタケ59番地(下粟野農業集落排水処理場)
井室	伊根町字井室(井室消防車庫横)

(注)簡易型電子線量計は緊急時のみ稼働